

PCT、マドリッド、ハーグの各制度は、それぞれ特許、商標、意匠を海外で取得する際の有効なツールです。これら制度を活用して知財活動の充実を図っている企業にWIPO日本事務所がお話を伺います。

今回ご紹介するのは、クボタのハーグ制度活用事例です。世界中の食料・水・環境の分野で事業・製品を展開し、世界有数の農業機械・小型建設機械メーカーでもあるクボタは、道具としての機能を追求した結果生まれる美しさをデザインの理想としています。米国、欧州、アジアで売り上げを伸ばしているなかで、クボタのハーグ出願では、主に欧州（EUIPO）と米国を指定し、ハーグ制度の特徴である複数意匠一括出願を活用しています。

企業名：株式会社クボタ

(Kubota Corporation)

本社所在地：大阪府大阪市

設立：1890年

資本金：841億円（2020年12月31日現在）

従業員数（連結）：4万1605人（2020年12月31日現在）



For Earth, For Life



画像提供：株式会社クボタ

—まず、御社の海外意匠権の取得方針（戦略）について概要を教えてください。

また、当該方針（戦略）と照らし合わせて、ハーグ制度について特にメリットを感じるどころや、利用した感想をお聞かせください。

クボタ：当社では、クボタらしさを追求した一貫性と機能性を持たせ進化するデザインとして「ファミリー룩戦略」（メーカーの独自性を表現する製品群で一貫性のある外観デザインを採用する戦略）を推進しており、クボタらしさを表した製品群のデザインについて積極的に意匠権を取得して、クボタブランドの価値向上を意識した活動を行っています。具体的には、デザイン部門および事業部門の開発スケジュールに沿ってコンカレント活動（さまざまな業務を同時並行的に処理する開発手法）を展開し、国内では意匠法改正で新しくなった制度（関連意匠と画像意匠）、海外ではハーグ制度を積極的に活用して出願を行い、意匠権の取得を推進しています。出願対象国は開発拠点のある日本、北米、アジア、欧州の4極を意識しています。

多くの案件は、まず日本で意匠出願を行い、優先権を使って海外に出願しますが、場合によっては日本出願を経ずに直接海外出願しています。

また、当社が欧州に農業機械製品を本格的に事業展開したタイミングと、日本がハーグ協定に加盟した時期とが重なったため、欧州での意匠権取得はハーグ制度を活用して効率的に行っています。ハーグ制度のメリットと感じているのは以下の4点です。

- ① 同一ロカルノ分類の複数の意匠をまとめて出願できるため、出願費用が抑えられる
- ② 出願時の現地代理人費用がかからない
- ③ 現地代理人を経由しないので、急ぎの場合でもすぐに手続きができる
- ④ 1回の手続きで複数国へ出願できる



(上) 海外向け小型建設機械製品の外観と内装
(下) 小型建設機械製品のメーターパネルの画面デザイン意匠
画像提供：株式会社クボタ

なお、審査が行われる国においては、拒絶された場合に拒絶理由通知が公開されてしまうデメリットもありますが、事前に精査して拒絶の可能性を低くすることで、デメリットを最小限に抑えられると考えています。

——次に、ハーグ制度をご利用になった意匠を取り上げていただき、差し支えない範囲でご利用内容をお聞かせください。また、どのような目的で、実際にどのような国を指定されたのかもご教示ください。

クボタ：上図は小型建設機械製品のメーターパネルの画面デザイン意匠です。ハーグ制度を使って欧州と米国を指定し、複数の意匠を一括でまとめて出願しています。

小型建設機械製品の分野でもメーターパネルの表示情報の増加に伴い、表示手段がアナログからデジタルに変更されてきました。日本の場合、意匠法改正によって画像意匠や関連意匠の出願可能な範囲が拡大したため、より広い権利範囲を確保すべく出願する意匠数は増えています。一方、海外についてはハーグ制度の特徴の一つである複数意匠一括出願を利用し、まとめて出願することで出願費用を抑えています。同一ロカルノ分類の意匠を最大99件までまとめて出願できるハー

グ制度は、日本で出願した多数の画像意匠や関連意匠をまとめて出願する最適な出願方法の一つであると感じています。

- ・ Indication of products : Graphical user interface for work machine
- ・ 国際登録番号 : DM/209356

——最後に、今後の展望、ハーグ制度への期待、制度未利用者へのアドバイス等をお聞かせください。

クボタ：農業機械製品や小型建設機械製品の場合、中国をはじめとするアジア諸国では、いまだに模倣メーカーが多く存在し、模倣品が散見されます。

中国をはじめ、アジア諸国がハーグ協定に加盟することになれば、同じ分類の意匠を一括でまとめて出願したり、複数の国へ同時に出願したりすることができるので、手続き面とコスト面でのメリットが拡大するだけでなく、模倣対策として意匠権を有効に活用できるようになります。そうなれば当社だけでなく、現在ハーグ制度を利用していない他の日本企業による活用も増えることになると思います。